

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（３）（令和元年４定）			
日 時	令和元年１２月１３日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時１８分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、濱本副委員長、面野・丸山・秋元・松岩・佐々木・高野・山田各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、監査委員事務局長、農業委員会事務局長ほか関係理事者 (選挙管理委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が秋元委員に、高橋龍委員が面野委員に、高木委員が松岩委員に、須貝委員が山田委員に、中村誠吾委員が佐々木委員に、小貫委員が高野委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

それでは一般質問で質問させていただいたことにかかわって質問させていただきたいと思います。

◎社会体育施設について

初めに、社会体育施設について伺いたいのですが、まず、社会体育施設を設置する目的について説明いただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市体育施設条例では、市民の体育、レクリエーション等の用に供するため体育施設を設置するとされております。もって市民の心身の健全な発達及びスポーツの普及振興を図ることを目的としております。

○秋元委員

これまでその目的対しまして、どのような施策を市として行ってきたでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市民の誰もがスポーツレクリエーション活動に親しむことができ、安全に競技をしていただけるように施設整備に努めているところであります。

また、小樽スポーツ協会を初め、競技団体の皆様ともお声を聞きながら連携した取り組みを進めているところであります。

○秋元委員

さまざまな施策を行ってきたと思いますけれども、その効果については現在まで分析といえますか、どのように効果を捉えていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

効果についてでございますけれども、体育施設を御利用いただき、市民の皆様にはスポーツ活動に親しんでいただきまして、もって市民の健康増進が図られているものと考えております。

○秋元委員

効果といっても目に見えてはかることはできないと思いますので、なかなか難しい点かとは思いますが、今回いろいろと市民の方からお話を伺って、教育委員会としても社会体育施設の維持管理につきましては教育予算も決して十分ではない中で、本当に苦勞されているなというところが非常に私は感じていたところであります。

それで、小樽市体育施設条例及び小樽市都市公園条例に規定する 16 カ所の施設のうち、手宮公園陸上競技場以外は、特に維持管理の基準がないということでありましたけれども、ではこれまで何をもとにその整備改修の判断を

されてきたのか、また、それらの優先順位についてはどのように決めてきたのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

整備の基準等についてでありますけれども、この 16 カ所の社会体育施設の改修を含めました維持管理の基準につきましては、委員のおっしゃるとおり、手宮公園競技場は日本陸上競技連盟の第 3 種公認競技場となっておりますので、その基準に見合うように整備をしております。

そのほかの体育施設につきましては、特に基準というものがございませんけれども、日常の点検において故障の箇所などを把握し、利用の実態等に応じて、また御利用いただいております競技団体の皆様の声を伺いながら安全に使用していただけるように維持管理に努めているところであります。

○秋元委員

今回は、小樽公園運動場に特化した質問をさせていただいたのですが、小樽公園運動場の現在までの利用状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽公園運動場花園グラウンドにつきましては、主に軟式野球の競技にお使いをいただいております。大体例年ですと 5 月から 9 月の末までほぼ毎日お使いいただいているような状況です。週末は主に大会が開催されております。それから平日は、毎朝、小樽朝野球協会の皆さんに朝野球でお使いいただいているということで、朝野球でいきますと大体年間 80 日から 90 日の利用というふうになっております。

○秋元委員

そうですね、冬の間は雪に埋まっているわけでありますから、やはり雪が解けてから雪が積もるまでの間の使用になってくると思いますが、そこで私がことし伺ったのは、来年、何か大きな大会といたしますか、大会があるのだというお話を伺っていましたが、過去に小樽公園運動場を利用した特に何か大きな大会などがありましたら、利用状況について説明いただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

花園グラウンドの利用状況、大会等につきましてはですが、先ほど申し上げましたとおり 5 月から 9 月まで、週末を中心に大会は開催されております。主な大会でいきますと、小樽軟式野球連盟では高松宮賜杯全日本軟式野球大会、国体予選、それから天皇賜杯全日本軟式野球大会ですとか、日本スポーツマスターズ、北海道知事杯などの大会でお使いいただいているということです。

あと、中体連の皆さんにもお使いいただいておりますし、平成 28 年度には全道の軟式野球の高体連が花園グラウンドで開催されている、そういった状況になっております。

○秋元委員

もしわかれば、来年度予定されているような大会とかをお聞かせいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今伺っているのは、来年、全道の軟式の野球大会が小樽桜ヶ丘球場をメイン会場として開催されるということになっておりまして、その大会のサブグラウンドとして花園グラウンドを利用したいという声は利用団体の皆様からいただいております。

○秋元委員

それで、本質問の中でも質問させていただきましたとおり、平成 26 年度からの決算資料を見ますと、実は 27 年度は前年度に比べて、利用人数で 718 人ふえておりました。また、夜間照明利用で 23 件ふえている状況です。28 年度になりますと、27 年度に比べて、利用人数で 2,918 人減、夜間照明利用で 61 件の増でありました。29 年度には、前年度に比べ利用人数で 2,090 人の減、夜間照明利用 262 件の減となっているのですが、確かに今回、教育長が答弁していたとおり人口減少ですとか少子高齢化、また利用団体の所属されている方々の人数の減少も大

きな要因であるというふうには考えますけれども、27 年度から 30 年度までの 4 年間で、利用人数が約 4,500 人減っていると考えると、単にその人口減少だけの問題なのかと、ほかにも何か理由が考えられるのではないかと思いますのですが、人口減少ですとか少子高齢化以外に、教育委員会としてどのような理由がほかにも考えられますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

花園グラウンドの利用の推移につきましてですが、大きな大会がある年度があればふえるというような要素もありますし、なかなか一概には言えないところもあるかと思います。

平成 27 年度にちょうど桜ヶ丘球場の整備を行った関係で、28 年度は利用の方が少し流れているようなこともあるかというふうには思っております。

それから、昭和 60 年度に設置しております夜間照明につきましては、操作をする自動点灯盤が現在故障しております。点灯及び消灯の際には総合体育館の指定管理者の職員が手動で操作を行っているという状況があつて、そういう使いづらいという声もあります。こうした施設の老朽化というものも利用の減少の一因ではないかということで考えております。

○秋元委員

そうですね、今回質問させていただくに当たりまして、夏ですか、課長に案内してもらって、状況も確認させていただきながら説明もしていただいて、本当に御苦労されながら使用されていると理解できたのですけれども、その上で、これまでその利用者の方々からの相談や要望は、どのようなものが多いのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

利用者の皆様からの声ということでもありますけれども、主にお使いいただいております小樽軟式野球連盟、それから朝野球協会、少年野球連盟など、施設整備に関する要望というのは多くいただいている状況になっております。やはりグラウンドの土の部分をお声としていただくのが一番多いというふうに思っております。

○秋元委員

それで、利用者の方もやはり大変苦労される中で、下地の露出が中でも重要な問題となっていると思いますが、約 30 年前に大規模改修をされてから大きな改修をされていないというお話でしたけれども、この小樽公園運動場のグラウンド整備に係る事業費の見積もりですとか、そのようなことをされた経緯などがありますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、秋元委員からもお話がありましたとおり、大規模改修を平成 2 年度に行っております。このときの事業費が約 4,600 万円ということで、グラウンド部分だけで 1 万 5,000 平方メートルということで、かなり大きな施設であります。

その当時の大きな改修の中身としましては、一番下地に暗渠を入れて、その上に碎石層を積んで、今の表層土の部分ということで、こうした大規模な工事を当時 4,600 万円かけてやっております。今、その規模のものを全部やるとなりましたら、土の費用ですとか転圧の費用がかなりかかるかというふうに考えております。先ほど言いましたように、どのレベルで工事をやっていくかということも金額的にはかわってくる問題だというふうに考えております。

○秋元委員

大規模改修の見積もりは、近年ではとっていないということでもいいですね。

○（教育）生涯スポーツ課長

はい、そのとおりでございます。

○秋元委員

先ほど御答弁いただきましたけれども、平成 2 年の大規模改修のときに 4,600 万円ぐらいの事業費がかかったと

いうことで、このときには暗渠と碎石と表層土、全て改修、整備するという工事の中身だったのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

はい。4,600 万円、当時の改修はそのとおりであります。全部、下地から暗渠からの土木工事ということになります。

○秋元委員

一遍にやるとなると、多分多額な費用もかかるのではないかと単純に考えられますけれども、ちなみに、小樽公園運動場は先ほど言ったとおり約 30 年大規模改修をしていないということなのですが、ほかの 15 施設は、大規模改修などの改修からどのぐらい経過していますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市内の主な体育施設の改修年を申し上げますと、小樽市祝津ヨットハウスが昭和 51 年、小樽公園内にあります弓道場が 57 年、それから勝納にあります勝納艇庫、小樽漕艇協会でお使いいただいておりますが、小樽市勝納漕艇研修センターが 55 年、勝納艇庫は 53 年、それから入船公園の運営ハウスが 55 年、小樽潮見台ジャンツェの運営ハウスが 51 年など、かなり老朽化が進んでいる状況であります。

○秋元委員

どの施設もかなり長い時間大規模改修ができていなかったというお話でした。今回、教育長の答弁の中でもあったとおり、特に小樽公園運動場はグラウンドの表層土が沈下していて、その下の碎石層が出ていて、相当厳しい状況だというお話を伺いましたけれども、まずは施設の長寿命化を考えますと、やはり計画的な改修も考えていかなければならないのではないかと思いますし、それは本質問でもさせていただきました。

そういう意味では小樽公園運動場も、まずは厳しい状況のところからしっかり改修をしていくという考えに立って、一度見積もりなどもとられて、その後、優先順位はもちろんあるのでしょうかけれども、しっかり改修をしていただきたいと思うのですが、この小樽公園運動場について改修の考え方をいま一度答弁いただけますか。

○教育部長

教育委員会の所管する 16 の社会体育施設ですが、今、課長から説明があったように全てが老朽化している状態で、実はこの施設を利用する団体からも 90 を超える要望が来ておりまして、ほとんど手をつけられていない状況であります。一方で、教育委員会としましてはスポーツの振興もありますので、よいグラウンドコンディションで思う存分プレーをしていただきたいという気持ちももちろん持ち合わせております。

このような中で、教育長答弁にもありましたように何を優先するのかということですが、答弁の中では緊急性、安全性を検証し、その中でグラウンドに関しては計画的に改修を目指すことを検討するということを答弁しております。

この質問をいただいてから、教育委員会の中でも事務レベルで、教育長を交えて計画的な改修というのはどういことができるのかということを確認しました。例えば今まで以上に盛り土を多くする、抜本的な改修をしなければだめではないか。または、全面改修については非常に多額な費用がかかるので内野部分だけでもできないか。もしくは、二面だけでなく一面できないかなど、協議した経過がありますが、いずれも事務レベルの協議でありますし、何より利用団体の声も聞かなければならないというふうに考えておりますので、今後、市長部局の財政部、建設部にも御協力をいただきながら、どのような対応ができるのかも含めて検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○秋元委員

ぜひよろしくお願いいたします。

◎堺町本通りについて

次に、堺町本通りの周辺の整備について伺ったのですけれども、初めに点字ブロックについて伺いたいと思いま

す。

この点字ブロックは、市長答弁の中でも設置されてから約 20 年がたっているという答弁をいただきました。経年から来る劣化や周辺の建物、また道路工事などに伴って部分的に途切れている箇所がありましたし、あとは工事などで剥がした場合に、工事業者と小樽市、どちらが原状回復をする責任があるのか伺いたいと思います。

○（建設）維持課長

市道にかかわります占用工事等で点字ブロックを一時撤去した場合におきましては、占用物件等を設置します事業者の責任において原状回復をするものとなっております。

○秋元委員

今まで工事などで撤去なり剥がしたりする場合、途切れている場合がありますけれども、どのように対応されてきましたか。市が改修してきたのか、また、工事業者が原状回復してきたのか、これはどちらでしょうか。

○（建設）維持課長

これまで占用工事、承認工事において、点字ブロックを一時撤去した場合におきましては市としても原状回復するように指導を行っております。これにつきましては民間の事業者等がやっているところであります。

ただ、現状で点字ブロックが途切れている箇所につきましては、通行に支障のある箇所は本市の維持対応でやっております、アスファルト舗装ですりつけた箇所もあり、現状で一部の点字ブロックが途切れているということで、これにつきましては対応に課題を残しているものというふうに考えております。

○秋元委員

基本的にまず工事を行う際に、点字ブロックの設置や原状回復の話というのはどの時点で事業者の方と話をするのでしょうか。

○（建設）維持課長

事業者との原状回復の話ですけれども、これまでも占用工事、承認工事が事業者から出てきた場合は、申請書類が提出された時点において書面で確認をしまして、我々から返す書類については原状回復を条件として、その占用許可、工事を行っているところでございます。

○秋元委員

ということは、その工事が終わった後に、原状回復されているかどうかという確認を市がなかなかうまくできていなかったということなのですか。

○（建設）維持課長

占用工事等の事業者がそういう書類を出したところにつきましては書類も確認しておりますし、現地での確認によってできているという状況で認識しております。ただ、老朽化によって壊れた箇所もありまして、それにつきましては市で対応していたのですけれども、それが十分に対応できていなかったということで今の状況にあるということで認識しております。

○秋元委員

なかなか、説明と違う場所も見受けられますので、また今後、ぜひしっかり確認していただきたいのです。

維持管理についてなのですが、市としては明確な基準は定めていないということでしたけれども、国土交通省が示している視覚障害者誘導用ブロック設置指針などに照らして、設置状況を確認するべきではないかと思うのですが、これまでこの指針に基づいて点検や改修をされたことはありますでしょうか。

○（建設）維持課長

指針に基づいて点検しているかということですが、正直、一つ一つ適切であるかということは確認できていない状況にはなっております。

○秋元委員

指針に照らして確認をされてきたということでよかったですか。

○（建設）維持課長

照らして確認はしてきているのですが、それが全て適合しているかどうかというのは、確認し切れていないという状況でございます。

○秋元委員

現状、途切れている部分や剥がれている部分がまだ残っていると思いますが、建設事業室がこれまで道路維持パトロールで目視点検を行って、支障がある場合には補修を行ってきたということなののですが、この作業というのは委託で行われているのか、直営で行われているのか、どちらでしょうか。

○（建設）維持課長

歩行に支障があるということで判断しまして、補修対応を実施していた箇所につきましては、近年、例えば一つのブロックが壊れているとか、そういうような対応については簡易的なもので直営対応ということなのですが、ブロック的に壊れているというところにつきましては、工事による業者対応を行っているというところであります。

○秋元委員

視覚障害者が危険を感じたり戸惑いを感じたりする設置についての考え方というものがあるのですが、例えば横断歩道入り口や、階段前に警告ブロックが設置されていなかったり、ブロックの設置に誤りがあるですとか、誘導ブロックが大きく弧を描いて設置されているとかです。そういうような問題があるということなのですが、そもそもどのような状況が不適切設置なのかという、ノウハウといいますか技術的な指針というのは、先ほどあると伺ったのですが、これは事業者も、建設事業室も、この指針というのはしっかりわかっているパトロールだったり改修だったりするということでしょうか。

○（建設）維持課長

設置指針にも記載されている内容につきましては、おおむね把握しているというところなのですが、ただ、点字ブロックを整備しまして 20 年経過したということで、沿道の利用の状況も大分変わってきておりますので、現在の基準と照らし合わせて、全てが合致しているかというところまでは正直言って確認し切れていないというところでございます。

また、ブロックについても老朽化が激しいということで、歩きにくい状況になっているというのも確認はしているところであります。

○秋元委員

そこで、今後、堺町本通りはもちろんなのですが、市内にはほかにもいろいろなところに点字ブロックが設置されていて、特に除雪とかで剥がれているような部分をたくさん見受けられますが、一度そういう検査といいますか確認作業をするようなお考えはありますか。

○（建設）維持課長

そのあたりににつきましては、これから冬へ向かいまして除雪が行われるということで、春になるとどうしても物損の箇所も出てきますので、そういうところも含め、あと今、御指摘のあったとおり、基準どおりに設置されていない箇所、それから歩行者が歩きづらい箇所につきましては、段階的でありますけれども計画的な改修ということでは考えていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

店舗前の占用物件の指導についてなのですが、特に今回、歩道が狭くて点字ブロックが店舗の看板やさまざまその店舗の使用されているものの下になって、点字ブロックが隠れているような状況が見受けられたのですが、このような指導というのはどのように今まで行ってきましたか。

○（建設）用地管理課長

古い記録は残っておりませんが、聞き取りによりますと、10 年ほど前までは小樽警察署と合同で計画的に年 2 回ほど道路占用パトロールを実施してきたところですが、近年は計画的な道路占用パトロールは実施されておりました。

ことは、先月、堺町通り商店街の於古発川通線、寿司屋通りですけれども、こちらからメルヘン交差点までの 103 の建物に対して 1 件ずつ道路占用についてのリーフレットを配布いたしまして、違反物件に対し行政指導を実施したところがございます。

○秋元委員

10 年ほど前まで、警察と年 2 回占用パトロールを行ってきたけれども、最近はなかなか行えていなかったということで、今後は警察と占用パトロールみたいなことをするような計画、考え方はありますでしょうか。

○（建設）用地管理課長

今回の場所も含めてということで答弁させていただきますけれども、今回のパトロールの資料も整理いたしまして商店街組合や小樽警察署などの関係機関とも協議を行いまして、今後、計画的な道路パトロールを実施していきたいと考えてございます。

○秋元委員

ぜひ実効性のある指導をお願いしたいと思います。

それでは次に、堺町本通りの一方通行入りの交差点の横断歩道の件です。

市長答弁で、市としても観光客や市民が多数往来していることは認識しており、歩行者の安全確保のため、今後、小樽警察署を通して北海道公安委員会へ横断歩道の設置について要望していくという答弁でしたが、市として歩行者の安全が確保されていないという考え、認識に至るまでの経緯についてお知らせいただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

認識に至るまでの経緯とのことなのですが、業務や業務以外を通じてその場所を通行した際に、私も歩行者が多いと感じておりましたし、他の職員からも外国人の観光客を初めとする歩行者が多いといった話を聞いておりました。

いつから認識との時期については明確にお示しすることができませんが、この交差点にコンビニエンスストアができてから、特に人の往来が多くなった印象を受けております。

○秋元委員

市として公安委員会へ要望していただくというのは大変ありがたいお話なのですが、今お答えいただいたのですが、実はいつから認識があったのかというのが非常に気になる部分でありまして、以前から危険なので対応していこうという話し合いというか、議論の場というのはあったのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

今まではそういった議論があったことはないです。

○秋元委員

それで、困ると思うのは、私も以前に、例えば横断者の押しボタン式信号機の設置についてさまざまな方と要望活動をして信号機をつけていただいたこともあるのですが、非常に大変な作業だったのです。だから要するに、いろいろな方を巻き込んで地域の総意として、今回の答弁にもありましたけれども、関係機関や団体から要望されたら警察に要望して、警察がその要望を受けて交通量調査、現地調査を行うということだったのです。その中で優先順位を決めていくということで、それはそうなのでしょうけれども、なぜ以前からそういう問題なり認識があったのに、今回質問して突然要望するという形になったのかと、気になったのです。それで、これまでどういう議論があったのかと聞いたのですけれども、議論というのはなかったということなのです。その辺で、例えば地域の方々

の話を聞いてみるとか、あの交差点付近の車や歩行者の状況の調査をするようなことが必要なのではないかと思うのですけれども、そういう裏づけをもって要望していくということが大事ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○（生活環境）生活安全課長

今、委員のおっしゃったとおり、これから地域の住民の方に意見を聞いたり交通量の状況を確認をあわせてしながら、また警察への要望を考えていきたいと考えております。

○秋元委員

そうなのですね。それで、実際にあの辺の交差点や周辺の交通の関係で要望ですとか相談というのはこれまでありましたか。

○（生活環境）生活安全課長

今までこの場所での地域住民などからの要望や相談につきましてはございませんでした。

○秋元委員

それで、警察に要望した際に交通量とか現地調査を行うということなのですが、あそこは皆さん御存じのとおり夏場が非常に交通量も歩行者も多いのですけれども、冬になると観光客の方もかなり減りますから、非常に夏と冬では状況が違うのですよね。そういうこと考えると、今時期にその調査をしても余り意味がなくて、やはり夏のたくさん観光客の方が来られるようなときにしっかりと調査を行っていただかないと、余り納得できるような調査にはならないと思うのですが、その辺の警察の現地調査ですとか交通量調査というのはどういう基準といいますか、それは警察が判断してやるのでしょうかけれども、どういうふうに行われるのですか。

○（生活環境）生活安全課長

警察に先日聞いたのですけれども、冬場については、やはりなかなか現場の状況ですか、確認が難しいと聞いておりますので、雪が解けてから、現場の交通量とか現場の確認とかをしてやっていくというふうには聞いております。

○秋元委員

ぜひ、先ほどもお話ししたとおり、市としてもしっかり裏づけを持って要望活動をしていただきたいと思いますし、私も改めて地域の方々とお話をしていきたいと思います。現状でも、何人もあそこでひかれそうになっているような場面もあるそうですから、やはり早急に横断歩道の設置は実現していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

それでは、よろしくお願いします。

◎旧日本郵船株式会社小樽支店について

最初に、旧日本郵船株式会社小樽支店の入札不調に関連してお伺いをいたします。

前回の定例会、予算特別委員会でこの件についてお聞きをしております。このたび、さらに新聞報道によりますと、市は本年度の再入札を断念したということで非常に残念に思っております。

この再入札断念に至る経緯について、前回聞いた以降のことについての御説明をお願いいたします。

○（建築）建築住宅課長

経緯について説明いたします。

2 回目の入札において参加資格の確認申請のあった事業者からのヒアリング等を行うなど工法や設計単価の見直しに努めて早期発注を目指しましたが、調査に時間を要しており、スケジュール的に今年度の再入札は断念せざるを得ないという状況になりました。

○佐々木委員

前回お聞きしたとき、入札不調の原因究明のために事業者に断念の理由等を文書で依頼している、またヒアリング等も行うということでしたけれども、その結果、入札に応じなかった原因はわかったのでしょうか、説明をお願いいたします。

○（建築）建築住宅課長

まず事業者からの文書による回答ですけれども、事業者の見積価格が入札公告で示されていた予定価格を上回ってしまったことが原因とのことでした。

また、ヒアリングを行いましたけれども、設計で示されている仮設工事において部分的に屋根をかける仮設足場であったため、工事中に建物への漏水、水漏れが懸念されるとのことで応札に至らなかったものです。

○佐々木委員

新聞には、工法に問題があるということも載ってございましたけれども、前回お聞きしたところでは、道内外 A 1 ランクの事業者を調査した結果、技術的には対応できるとのことでしたが、今、仮設工事どうのこうのという部分が少しわからないので説明をしてください

○（建築）建築住宅課長

前回の第 3 回定例会では、事業者が近代建築物を修復する技術には対応できるという意味で答弁させていただきました。それで、工法に問題があるといいますのは、事業者へのヒアリングにおいて、先ほども答弁いたしましたのが、建物への部分的に屋根をかける仮設足場での施工は防水などで重要文化財を汚すなどして責任を負わなければならない可能性があるとのこと、そのような意味で仮設工事の工法に問題があると、そのようなことです。

○佐々木委員

そういう仮設工事の方法がどうも合わなかったということだと思うのですが、この工法等の設計については、市はどこに依頼をしているのでしょうか。そこの現段階での話はどのような内容になっているのか。また、その新しい仮設工法についてめどは立っているのかどうか、まとめてお答えください。

○（建築）建築住宅課長

工法等も含めまして、この工事の設計業務は国が認定する公益財団法人文化財建造物保存技術協会というところに業務委託しております。今回の工事におきまして、建物全体を屋根で覆う仮設足場の必要性について設計者に検討させております。そのことにつきまして、生涯学習課と設計者が文化庁と協議を進めているところです。

○佐々木委員

その文化庁との調整協議というのは進んでいるのでしょうか。また、その協議の内容、それから工法が決まらなければ総事業費も決まらないということだと思うのですが、その辺の話を進められているのかどうかも含めて御説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

文化庁との調整協議については、教育委員会で調整をしているところでございます。

仮設足場の変更ということで、今、建築住宅課と工法から話し合ったとおり、そういう変更となりますので、協議内容については変更となる部分の内容ですとか金額に関することとなります。

総事業費が決まらないからお話を進められないというところについては、今、建築住宅課からもあったとおり、ある程度新しい方針のめどというのは立てることができている状況でございまして、その方針に合わせておおむね総事業費も見えてきているということで、文化庁とは、国庫補助事業に関する計画変更という協議を行っているところでございます。

○佐々木委員

その話の中で、その総事業費の増額というのは可能なようなのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

文化庁に事情を説明しましたところ、工法の変更ですとか事業費の増額が必要となった理由を整理しまして、計画変更の申請の書類を提出してもらいたいという指示をもらっておりまして、現在必要な書類の準備を行っているところでございます。

計画変更の申請を行いまして文化庁から承認をもらうことができた段階で、正式に事業費の増額が認められたということになりますので、現時点では事業費の増額は可能であると決定しているわけではないという状況でございます。

○佐々木委員

そこが増額になった場合、市の負担というのは増になるのかどうか、その辺の可能性はいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

市の負担がふえる可能性についてですけれども、仮に補助が認められたとしても、総事業費が増額となれば市の負担も一部ふえることが見込まれているところでございます。

○佐々木委員

できるだけ市の負担がふえないことを望むのですけれども、工事について伺いますが、工事開始は最短でいつになるのか。また、工事のその結果、終了期間、終了時期が伸びる可能性というのはどうなりますでしょうか。

○（建築）建築住宅課長

最短での工事開始時期についてですが、工事開始は来年 7 月上旬を目指したいと考えております。

工事終了時期についてですけれども、1 回目及び 2 回目の入札での工事終了時期は令和 4 年 3 月中旬を予定しておりましたが、今度の入札が成立し工事開始時期が仮に 7 月上旬だった場合、5 年 6 月下旬になる見通しなので、工事終了時期が伸びる可能性があります。

○佐々木委員

令和 5 年 6 月下旬という話になりますと、約 15 カ月、現在の計画より延びるということですね。

そこで来年の話をしますと、来年 3 月から 5 月にかけて手宮地区にホテルがオープンする予定ということで聞いております。これは新しい観光拠点の可能性を秘めていると思うのです。ぜひこのホテルや何かについても成功してほしいですけれども、そのためにはやはり北運河や旧国鉄手宮線など、そういうところの観光が、特にそこをつなげる意味で大事だと思うのですが、そのキーポイントになるのがこの建物ではないかと思うのです。直すのははっきりと直してほしいです。今後 100 年きちんと残っていく、そういうために工事に時間がかかるのはしょうがないのですけれども、しかし、その間ずっとこの旧日本郵船株式会社小樽支店が閉じられたままというのは非常に残念なことになってしまいます。

前回もお願いしましたが、この冬期間、もしくは雪解け後、ゴールデンウィーク、何とか、先ほどのお話からいっても開館は無理なののでしょうか。展示資料をこん包している内外装の傷みが進んでいるお話は、前回お聞きしてそれで難しいということでしたけれども、一部分、玄関を開いてあの内部が見られるようにするというようなことも不可能なののでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

一部分、玄関を開いてでもということでしたけれども、建物の構造上、客だまりの中までしか解放できないという状況でございます。ゴールデンウィーク中などに開館するとなりますと、どうしても職員など、監視の体制にも費用をかけて行う必要があるということで難しいものというふうに考えております。

ただ、例えば日時ですとか人数を限定しまして現場見学会のようなことができないかどうか。また、見学者の方に安全に見ることができる方法をこれから研究してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

ぜひその部分については、時間のない中ではありますが検討して実施をお願いしたいと思います。

こちらからの提案ですが、今、VR技術というのが大変進歩してきて、デジタル上での3Dモデリング技術というのだそうですね。VRゴーグルをつけて見るものですが、建物の中とかを立体的に見ることができる、再現することができるという技術だそうです。これは大至急、これの内部撮影等を行って編集をすれば、聞くところによると一、二週間ぐらいでできるのだというような、多少金額はかかるそうですが、こういうものを用意して見せるだとか、また、工事が始まれば、小樽総合博物館運河館等にそういうものを置いて見てもらうというようなことも可能だと思うのです。日本遺産で、例えば地域型などが認定されればソフト面や何かにもお金をかけられるようですから、そういうことも可能性に入れて行うことができないかどうか検討していただけないでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今お話があったような技術ですけれども、内部を撮影しまして、例えばユーチューブなど、インターネット上で閲覧することができるような仕組みもあるように聞いております。ただ、どうしても予算面ですとか経費の問題が伴うというふうに考えられますので、実現できる方法があるかどうか、他都市の事例ですとか補助メニューなどを見ながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

別の質問に入させていただきます。

◎修学旅行・研修旅行の宿泊状況について

修学旅行・研修旅行の宿泊状況についてお伺いします。

令和元年度上期の小樽市観光入込客数が示されました。非常にふえているというような話もありましたけれども、ところが、配られた中で、唯一黒三角がついているところがあります。修学旅行・研修旅行宿泊客数だけが、平成30年度7,448人から、令和元年度6,058人に減少、1,392人減少しています。対前年度比81.3%。それから学校数も93校から88校と5校減になっています。

これに少し心配をして質問させていただきますが、まずその前に、本市を訪れる修学旅行・見学旅行についての市のお考えをまずお聞きしておきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

本市を訪れる修学旅行・見学旅行についての考えでございますけれども、小樽の持つ特有の歴史や文化を学生に知っていただくことは大変重要でございまして、将来大人になった際に、当時の記憶からまた再び旅行先として小樽を選択していただける機会になり得ると。

また、若者のSNSなどによる情報の伝達力も非常に高く、さらなる観光客誘致の効果もあるものと認識しております。

○佐々木委員

私も全くそのとおりだと思います。将来のリピーターをしっかりとこういうところで育てていく、そんな側面もあると思っております。

そこでお聞きしますけれども、近年の修学旅行・研修旅行宿泊客数と宿泊学校数の推移を大まかに示していただけないでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

近年の修学旅行・研修旅行宿泊客数と宿泊学校数の推移でございますが、多いのでかいつまんで申し上げますと、まず宿泊客数につきましては、平成 21 年度で 2 万 7,863 人、また 25 年度でございますが 1 万 7,571 人、30 年度 1 万 1,475 人。宿泊学校数でございますが、21 年度 301 校、25 年度 177 校、30 年度 126 校となっております。

○佐々木委員

10 年間で 3 分の 1 近くになっているということです。本当にただ子供の数が減っているとかそういう問題だけではないと思うのですけれども、この減少の原因は何か分析とかされているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この減少の原因につきましては、もちろん少子化やそれに伴う学校数の減少というものが考えられるのですが、北海道へのそもそもの教育旅行の入り込みの落ち込みがありました。これは、バス運賃の適正化による値上げですとか、それによりまして沖縄県などと比較して大きい北海道では移動距離が長いと。それに伴い料金がかかる、こういう北海道を避けるということも一因として考えられております。

○佐々木委員

バス運賃ですね。

実際に訪れている人数との差というのは、宿泊だけではなくて日帰りで来ている人もいると思うのですけれども、この辺のところの把握というのは可能なのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

日帰りのお話でしたけれども、2018 年度の教育旅行年報というものがございまして、こちらの報告によりますと小樽は、高校の自主研修の場所として全国 4 番目に多いところだというふうに聞いております。

本市が修学旅行の実数として押さえているのは、宿泊客数についてのみでございまして、市外、札幌市ですとか、そういうところに宿泊して日帰りで小樽に訪れる数は、こちらの報告等も考えますと相当に多いものと考えております。

○佐々木委員

来ている数はもっと多いだろうけれども、実質の数字としては見えないようですが。

先ほど北海道の話もありました。北海道全体としてもありますが、札幌市を初め他市の状況というのは同じような件で把握はされていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

札幌市につきましては、札幌市と北海道が公表されているものがございますので、御紹介さしあげますと、札幌市で平成 21 年度は 1,208 校で、宿泊者数が 17 万 1,951 人。これが 30 年度になりますと 708 校、人数が 9 万 973 人となっております。

また北海道全体でも、21 年度は 1,155 校、人数は 20 万 232 人。28 年度が最新になりますけれども、28 年度は 903 校、人数は 14 万 9,519 人と同じく減少傾向にございます。

○佐々木委員

それらをあわせたところの見解というのは、どのように分析をされていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

これらの状況についての見解につきましては、他都市と比較して、札幌市、さらには北海道においても同じく減少傾向にありまして、本市におきましても減少傾向にあるものと考えております。

しかし、教育旅行の誘致につきましては、先ほども申し上げましたが、将来の観光客誘致に効果が高いものと考え

えておりますので、今後も引き続き誘致に努めたいと考えております。

○佐々木委員

私はてっきり、道内、例えば違うまち、近郊の札幌市や何かと修学旅行生の取り合いの状況になっているのかと思ったら、そうではないということですね。であれば、やはり連携して、札幌市や近隣の自治体と協力して、こういう誘致や何かもできる可能性があるのかというか、そういうふうにはしてかないとならないのだろうと思いました。

そこで、小樽市として、私は、平成 30 年度の事務執行状況説明書を見せていただきましたが、その中でこの対策というのでしょうか、修学旅行生誘致のために行われていると思われる項目が、小樽市内研修コーディネート、北海道教育アドバイザー派遣、モニター・道内招聘事業、また予算書には教育旅行ガイドブック作成費補助金 130 万円というのが載っておりました。これらの内容とその効果についても御説明ください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成 30 年度事務執行状況におきます小樽市教育旅行誘致促進実行委員会の事業等につきましてですが、まず小樽市内研修コーディネート、この事業は、市外学校の宿泊研修や修学旅行におけるコーディネート、具体的に申しますと礼文町の中学校が小樽で漁業体験をします。そして、自分の住む地域の漁業とのその地域の違いを学習するという、そういう取り組みです。また、教育アドバイザー派遣というものは、京都の高校に事前にこちらから訪問をしまして、小樽の歴史ですとか観光資源を紹介するという、こういう学習活動になります。

また、モニター・道内招聘事業、こういうものですが、東京都ですとか大阪府等の高校の教員が来道しまして視察をします。小樽のプレゼンテーションをさせていただくということで、その中では歴史的側面等を紹介するという、こちらは北海道観光振興機構の事業に参画しているものでございます。

また補助金、予算書にありました教育旅行ガイドブックなのですが、こちらは北後志の余市、仁木、赤井川地区と連携しましたガイドブックの作成を 3 年に 1 回の改訂ということで、本年改訂です。こちらの中では修学旅行等で小樽、北後志を訪れるに当たってのモデルコースの紹介ですとか豊富な体験メニューの紹介を行っているものでございます。

また、さまざまな誘致施策の効果につきましてですが、現実的にダイレクトにその効果を実感することが難しく、継続的にアプローチしていくことが重要かと思っております。

○佐々木委員

今のは出ていった部分なのですけども、これ以外にも対策があつてやっているようなことがあればお示しく下さい。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

現在、本市では北前船と炭鉄港の二つのストーリーが日本遺産として認定されております。その中では、なぜ石蔵の倉庫があるのか、鉄道が敷かれているか、銀行がたくさんあったのか、こういうようなストーリーを学習することで旅の思い出ですとか、印象が強まるということが期待されますので、新しいガイドブック等におきましてもこの日本遺産を活用した展開を図りたいというふうに考えております。

また、この教育旅行ガイドブック改訂の翌年には、道外の学校等に対する誘致キャンペーンを予定しております。この中で道外に小樽の歴史文化ですとか、北後志の自然等、こういうものの学習体験の価値を直接アピールする絶好の機会だと考えておまして、ぜひ活用したいというふうに思っております。

○佐々木委員

ぜひ日本遺産、来年の 4 月、地域型もここに入ってもう一つコンテンツがふえてくれればいいなと思っております。

私の過去の経験からいって、例えばこんなことが可能かと思うのは、中学生、小学生も今、小樽来るとグルー

ブ学習等が主ですから、そういう中でやはり体験型のもので、その体験をするコンテンツの新しいものが、さらに充実してほしいなと思います。そういうものの開発に民間等への働きかけと、それから、今の学校はどんなことをやりたいのか、そういうニーズ把握みたいなこともぜひ来る学校側等に働きかけをしてもらいたいということもお願いしたいです。それから、先ほど教育旅行ガイドブックの話がありました。以前この問題で質問したときにかみ合わなかったのは、このガイドブックというのは教員向けなのです。私がやはり 1 番あれだと思うのは、先ほども言ったように子供たちがグループ学習、コースを決めるときには子供たちが見てわかるそういう冊子があると教員方は非常に助かります。そういうものの開発等もしていただければなと思いますので、参考にいただければと思いますがいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

ガイドブック等につきまして、子供用等の冊子の作成ということでしたけれども、まずコンテンツの充実のための民間への声かけですとか、学校へのニーズ調査、把握、こういうものは、これまでも教育旅行の誘致につきましては行政と民間が共同して行っておりました。今後も観光協会を中心に誘致のためのコンテンツ形成ですとか、また北海道観光振興機構の連携による招聘事業を、先ほど申し上げました教員方への観光のプレゼンテーション、こういうものを参画によりまして学校側のニーズの把握にも努めたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室長

後段の委員から御提案がありました子供向けのという話なのですが、先ほどガイドブックの話がありましたけれども、当初このガイドブックをつくった経緯としましては、その当時はまだ修学旅行先を決定する際に学校の希望ですとか、そういったものが旅行会社に反映されて、それでもって行き先が決まっていたという時代だったものですから、我々としてはキャンペーンに行くときの武器とよく言っていたのですけれども、その武器としてこのガイドブックを持って学校と旅行会社をぐるっと回って歩いたというのがもともとの始まりです。

その後、修学旅行の行き先もディズニーランドに行っていたのが、それでいいのかみたいないろいろな流れがあって、先ほど委員がおっしゃったような事前学習、それから現地での学習、それから振り返りで事後学習というような形で学校側も考えているということもありまして、今、教育旅行の実行委員会といいますか、観光協会の誘致委員会でも子供向けの事前学習で使えるような、何かツールができないかということを検討しているというふうに聞いていますので、どういった形になるかわかりませんが、委員の提案があったことも検討していきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

そういうふうなことで、この修学旅行の宿泊者数、小樽を訪れる子供たちが少しでもふえてくれることを何とかお願いしたいと思いますけれども、最後に今後の対応、それから将来の目標はどの辺に置いているのか、人数とか出していただければ一番ですが、お聞きしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今後の対応と将来の目標についてということでしたけれども、つきましては全国的な少子化の現状の中、単純に数を引き上げることが難しい状況ではございます。また、ただその単独の地域だけでの誘致にも限界がございますので、これまでも後志、特に北後志地区との連携の取り組みはしてまいりましたが、今後も広域的な考えをもちまして広域での連携という形の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、目標値につきましては、教育旅行に関する正式な数値目標というものはございませんが、まずは前年比減にならないよう、観光協会を初めまして関係機関との連携を図りながら状況の把握と教育機関への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○面野委員

それでは、私からは火災被害について伺いたいと思います。

◎火災被害について

ことは年明け早々に大きな火災が発生して、市民の方 3 名がお亡くなりになったという報道も拝見しました。それで、小樽市消防本部のホームページにおいても、表題が「火災による死者 9 名。平成 9 年以降最多！」とビックリマークがついているわけなのですけれども、なかなか行政のホームページでビックリマークというのは見たことがないので、かなり深刻な状況なのだなという印象を受けるページ内容なのですが、まずこのページの中身について御説明をいただけますか。

○（消防）予防課長

このホームページの見出しにつきましては、4 名の方が亡くなった 4 月の段階で作成いたしまして、直近の火災による死者の数が例年よりも多かったものですから市民への注意喚起を行ってきたというところでございます。

○面野委員

その中で、1 月から 12 月 9 日までに火災が 38 件、昨年の同時期と比べても 8 件火災発生件数がふえていると。そして火災による死者が 9 名となっていて、平成 9 年以降、死者 11 名発生した以降最多で、9 名のうち 4 名はひとり住まいの高齢者でしたということで、内容についてホームページの中で触れられているのですが、それでは、近年 3 年間における市内の火災発生件数と死傷者数についてお示ししていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（消防）予防課長

直近 3 年間ということでございますので、まず平成 28 年からお答えさせていただきたいと思います。

まず 28 年は火災 40 件、死者ゼロ名、負傷者 5 名、次に 29 年は火災 32 件、死者 1 名、負傷者 3 名、次に 30 年は火災 32 件、死者 1 名、負傷者 8 名となっております。

○面野委員

それでは、近年は死者数がことしよりも少ないということなのですけれども、推移についてもう少しお伺いしたかったのですが、直近 10 年の火災発生件数と死傷者数の平均について、どのくらいのものなのか数値をお示ししていただきたいです。

○（消防）予防課長

火災件数につきましては、平成 21 年からお知らせしますと、21 年が 60 件、最も多かった 23 年の 67 件から徐々に減少いたしまして、直近 10 年のそれぞれの平均といたしましては、火災は 46.5 件、死者は 1.3 名、負傷者は 5.6 名となっております。

○面野委員

平成 20 年代の最初は 60 件とすごく多くて、10 年の平均をとっても火災件数が 46.5 件ということなので、この 3 年、またことしの 38 件は少し多いですが、それと比べてみても、以前より火災自体は減少しているのかと感じるのですが、この減少した要因というのはどのように分析されていますか。

○（消防）予防課長

火災が減少した要因については、さまざまな要因が重なって減少していると考えられますが、車両火災の減少、内容は改造車からの出火や盗難車両への放火などが減少しているということ。あとは屋外における物品などに放火する事件が減少していることと、最後は住宅における住宅用火災警報器の普及によって住宅火災が徐々に減少したことが要因だと考えられております。

○面野委員

車両火災とか放火とか治安の悪さが目立っていたのかと思うのですが、ちなみに昨年とことしの火災の主な原因というのはどのようなものになっていますか。

○（消防）予防課長

昨年の火災の原因につきましては、1 位がたばこ、2 位が電灯、電話等の配線、放火、3 位がこんろ、ストーブなどとなっており、ことしにつきましてはまだ原因が確定していない火災もありますが、同様の出火原因が上位になるものと考えております。

○面野委員

死者数、火災発生件数は減少している傾向ですが、火災の主な原因は余り変わっていないということで、それでは、火災による死者がことしは多発しているのですけれども、ことしの火災予防対策というのはどういう取り組みを行っているのでしょうか。

○（消防）予防課長

火災予防対策といたしましては、現在三つの取り組みを本年度末まで実施しております。

まず一つ目に、先月 13 日から消防車両による巡回広報、二つ目に、亡くなった方々の 9 名中 5 名が高齢者であったということに鑑みまして、高齢者世帯を含む災害弱者への防火訪問。この二つにつきましては消防団と協力して実施しております。

三つ目に、町会に出向いて火災発生状況をお知らせするとともに、住宅火災の予防に有効な住宅用火災警報器の設置や取りかえについて協力をお願いしているところございます。

○面野委員

さまざま取り組みが進められているということで、ただいま住宅用火災警報器についての御説明もありましたけれども、専門家の考え方でも、住宅用火災警報器の設置というのは、特に就寝中の火災時にはやはり絶大な効果を発揮するということで設置の義務化もされているということだったのですが、こちらの住宅用火災警報器の設置の義務化の経緯についてお知らせしていただきたいと思います。

○（消防）予防課長

これは全国における住宅火災の死者数が平成 15 年に 1,000 人を超えたことから、またそのうち約 6 割が 65 歳以上の高齢者で、さらに約 65%が逃げおくれによるものであったことから、消防法が 16 年に改正されたことを受けて 17 年に小樽市火災予防条例を改正し、新築住宅には 18 年 6 月から設置が義務化され 23 年 6 月に既存住宅にも適用されたものであります。

○面野委員

ちなみに、ことしの死者が発生してしまった火災における住宅用火災警報器の設置状況については把握していますか。

○（消防）予防課長

死者が発生した火災は全部で 7 件でございまして、そのうち住宅用火災警報器が設置されていたのは 2 件であります。

○面野委員

やはり設置がまだまだ進んでいないなという感じはするのですけれども、小樽市における住宅用火災警報器の設置率、それから全国、全道の設置率の比較についてはどのように分析されていますか。

○（消防）予防課長

本市における住宅用火災警報器の設置率は、本年 6 月 1 日現在で、設置率が 71%、全国、全道につきましてはともに設置率 82%であります。

○面野委員

設置率が大体 10%ぐらい市内では低いということで、私も少し調べてみたのですが、岡山県玉野市、人口がおおよそ 5 万 6,000 人の自治体なのですけれども、こちらでは長寿介護課、こちらでは介護保険課のような福祉系のセク

ションになると思うのですが、日常生活用具として低所得世帯の寝たきり、またはひとり暮らしの高齢者が申請を行うとこの住宅用火災警報器を給付してもらえするという制度をこちらの玉野市では行っているようなのです。小樽市では設置を促すために補助や給付、そういったようなことは今のところされているのか、または今後の検討として協議されているのか、その辺の御説明をいただきたいのですけれども。

○（消防）予防課長

現在補助や給付は行っておりませんが、消防本部といたしましては市民に住宅火災警報器の必要性を訴えまして、全ての住宅に設置を促すとともに設置後 10 年を経過した住宅用火災警報器の交換をお願いしているところでございますが、設置の補助や給付につきましては他都市の状況を調査して実施の可否について判断してまいりたいと考えております。

○面野委員

ぜひ、ことしこういったような被害が多くなる前に本来はこのような議論をしなければいけないというところではあるのですが、やはり事前に予防策というか、実際に設置も義務化されているものに対して、なかなかふだん生活していると一般家庭では設置が進まないのかという印象も受けます。実際この時期は来年度の予算要求の時期でもあるので、今回の被害状況を踏まえて、市長の基本方針で備えという言葉も常に私自身も耳にしますので、やはり来年早々に、この住宅用火災警報器、玉野市の例も具体的にお話しさせていただきましたけれども、消防本部のみならず福祉の観点からも検討していただきたいと思いますが、ちなみに福祉関係のセクションではこういった協議というのはされたことはあるのでしょうか。

○（福祉）次長

福祉関係のセクションでこういった協議が行われたという話はこちらでは把握していないところです。

○面野委員

急に振ってしまって申しわけなかったのですけれども、高齢化、高齢者の先ほどの玉野市の例も踏まえ、消防本部と横断的なセクションでこういった制度の導入を考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎手数料、使用料について

次に、手数料、使用料について伺ってきたいと思います。

今回の定例会において小樽市の手数料改定など 19 の条例の改正案が示されました。市民の火葬炉使用料有料化については、北海道新聞で、いきなりというような見出しもされまして、公共施設の再編とともに現在、市民の皆様にとって関心が寄せられている案件なのかと私自身は感じているところです。

そこで質問に入りますけれども、現在小樽市の予算上の手数料、使用料、これらは何項目あるのかお聞かせください。

○（財政）津川主幹

令和元年度の当初予算における費目でお答えしますと、一般会計と特別会計合わせて、使用料で 72 件、手数料で 21 件でございます。

○面野委員

まず 72 件、21 件、これらについて、今回、全て協議や精査がされたのかということと、あと料金改定の進め方として、財政部側から各担当部署に対して料金改正についての検討、精査を依頼したのか。まずその点についてお示してください。

○（財政）津川主幹

全ての項目について協議、精査されたのかという御質問につきましては、全ての使用料、手数料について見直しの可否も含めて検討の俎上にのせたところであります。

検証の進め方につきましては、最初に財政部から各部に使用料、手数料の見直しの考え方や手順を説明した上で財政部から各部に他都市比較等のデータ収集を依頼しまして、それらを財政部で集約しまして検証を行い、財政部検証結果として各部に通知し、検討を依頼したところであります。

○面野委員

以後の常任委員会も含めて少し考えていきたいと思うのですが、最後に、今回使用料、手数料の改定が 21 項目挙げられたのですか、これ以外は先ほど全て精査したということで現行の料金が適正であるという判断が下されたという認識でよろしいのか伺って終わります。

○（財政）津川主幹

先ほどお答えしました全ての使用料、手数料についての見直しの可否を検討しまして、国の基準に準じているなど市の判断による料金改定になじまないものを除きました全ての使用料、手数料について検証を行いまして、料金改定行わないものについては適正と判断したところであります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎公共施設の使用料について

まず、各種施設の使用料の改定についてお聞きます。

使用料、手数料の関係ですけれども、今回なぜこのタイミングでというか、改定となったのかお聞かせください。

○（財政）津川主幹

今回なぜ使用料、手数料の改定となったのかということにつきましては、本市では平成 17 年度以降 4 年ごとに定期的な見直しを行ってきました。ただ 29 年度に予定していた改定は 28 年第 4 回定例会において議案が審議未了で廃案となったことから行われず、25 年度以降 6 年間、定期的な見直しは行われていない状況となっています。その後、消費税率の引き上げ時期が、本年、令和元年 10 月と示されていたことから、改定時期を消費税率の引き上げ後の 2 年 4 月とする旨を昨年策定した収支改善プランにおいてお示したところであります。

本市の基本姿勢として、定期的な市民サービスと受益者の負担の検証は必要と判断しまして、今後につきましても 4 年ごとに使用料、手数料の見直しを行っていきたいと考えております。

○丸山委員

社会的なこと、あるいはいろいろな都合があって、さらに市民の生活の状況も考えながらのこの時期の改定になったのかということはわかりました。

会派説明資料の料金改定の視点についてということでこの資料を読ませていただきまして、コスト計算もしたと、改定についての手法の種類なのということなのですけれども、施設の老朽化が進んでいって維持補修費がかさむということで各施設が高コスト体質になっていると。集客が伸び悩んで利用率が低下している中で、コスト計算し

たら大幅値上げになってしまうから、ほかにも理由があるでしょうけれども、こういった手法はとらなかったと言っている但是这个の 21 項目を値上げしているわけですね。

使用料改定に当たって道内の主要都市との比較をして決めたということで、そういった手法でやったということなのですけれども、やはり小樽市の場合、特に市民会館ですとか体育館など老朽化が進んでいる施設もあります。それぞれの施設の平均をとった中で、施設で広さや老朽化の進みぐあいも違う中で、どんなふうに他市の施設と比較しているのかということをお聞かせください。

○（財政）津川主幹

過去の見直しにおいて比較した施設を参考に同等程度の施設、これらにつきまして料金体系を調査しました。当然広さによって使用料は異なります。そのため 1 平方メートル当たりの単価を算出しまして現行単価に比べ 5 % 以上の乖離がないか判断した、そういうところでございます。

○丸山委員

それで、この説明資料を見ると改定効果額というのが施設ごとに示されているのですけれども、これについてはどのように算出しているのでしょうか。

○（財政）津川主幹

改定効果額につきましては、今回の改定による使用料の改定額に平成 31 年度当初予算において計上している件数を掛けて算出しております。

○丸山委員

平成 30 年度予算のときの利用率とか、利用回数を掛けているということではなかったですか。

○（財政）津川主幹

平成 31 年度、今という令和元年度当初予算の件数でございます。

○丸山委員

この施設を定期的に使っている方も結構いらっしゃると思うのです、サークルですとか、会議ですとか。そうするとこの改定をすることで、そういう方たちへの影響が一番あると思うのですけれども、そういう方たちが今まで週 1 回使っていたのを隔週にしようとか、隔週で使っていたのを月 1 回にしようというふうになりますと、今までも利用率が低下している中で、さらに利用率が減る、利用回数が減るというようなことも考えられるのではないかと思います。そうすると改定効果額というのは、この計算通りには出てこないのではないかと思います。けれども、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○（財政）津川主幹

使用料が引き上げになる場合、利用者数に全く影響を及ぼさないとは言い切れません。ただ、今回の改定は平成 25 年度以来の改定ということで、道内主要都市の同様の施設における料金と比較して 5 % 以上の増減のあるもので改定しております。

各施設の利用者の皆様には各施設所管課において他都市平均並みの料金設定とする本市の 4 年ごとの使用料、手数料改定による使用料改定となる旨を説明していただきまして、利用者の皆様からの御理解をいただきたいと考えております。

○丸山委員

他都市の平均額との乖離が 5 % を超えている、そういった施設について改定しているということなのですね。その結果、資料を見ますと 10 % 以上値上げしている施設というのも結構あります。今、私たちは消費税が 10 % に増税されたもとで、公共施設の使用料が上げられるというのは、利用している市民を中心に喜ばしくはないと思うわけです。この間、平均賃金が上がったとか、そういうニュースも見ますけれども、例えば非正規雇用で働いている方は給料の額面が上がったとしても、さまざまなものが引かれたり、そういったものが上がっていて、実質賃金

が上がらないという状況もある、余裕がある人ばかりではないと思うのです。この各施設の値上げ幅 10% 超えて上がっているものもあります。これをせめて 10% 上限にするとか、そういったことの考えはなかったのでしょうか。

○（財政）津川主幹

今回の使用料改定に当たりましては施設としてかかる経費も上がっている中で、他都市の現行使用料との比較において急激な負担の増加を考慮して上限を 50% として改定しました。ただ、今後の使用料改定を行っていくに当たりましては望ましい使用料改定に当たっての考え方、これにつきまして各施設の所管課とも協議した上で、今後、次回の改定に向けて考えていきたいと考えております。

○丸山委員

この質問の中で市としても市民生活のことを十分考えた上での値上げだったというのはわかるのです。ただ私の周りも年金で生活している方々がサークル活動で生涯学習プラザレピオとか、そういうところも使っているわけですよ。その活動が生活に潤いを与えているのではないかと思うわけです。今後の各施設の利用状況などを見まして、市民生活において負の影響が大きいようであれば、また取り上げていきたいということを申し上げまして、この質問は終わります。

◎旧色内小学校の跡地利用について

次に、旧色内小学校の跡地利用についてお聞きます。

初めに色内小学校を閉校するに当たって、跡地利用が決まるまでの経過について地域の皆さんへの説明をどのようにしてきたのかを中心にお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

旧色内小学校跡地利用の地域の皆さんへの御説明経過につきましては、平成 26 年 3 月から 9 月まで、計 3 回の地域住民説明会を開催しまして道営住宅の候補地の案について御説明させていただいたものです。

○丸山委員

地域住民の方たちに 3 回跡地利用について説明会をしていると。その後、平成 28 年 3 月に色内小学校は閉校になりましたしてそろそろ 4 年になろうとしていますけれども、旧色内小学校はそのままなのです。町内の住民の皆さんが色内小学校の閉校を受け入れたことの背景には、やはりこの跡地をきちんと活用してくれると、道営住宅が建つのだということが大きかったのです、私が話を聞いている中ですけれども。住民としてはこの今の状況を見て、何の動きも見られないと。何でこんなに待たされるのかというふうに思っているようなのですよね。旧色内小学校跡地に道営住宅を建てるということについて、小樽市として北海道とどのように交渉してきているのか御説明ください。

○（建築）建築住宅課長

北海道との交渉についてですが、毎年数回交渉しておりまして、当該跡地への道営住宅建設について協議をしています。協議において北海道から市内の既存道営住宅の再編をあわせて検討しなければならないので、市とどのように連携ができるか互いに協議を進めていきたい、また現在本市で策定中の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定において、道営住宅も立地していることから、お互いに連携、情報交換が必要であると、そのような話がありまして、北海道と連携の協議や情報交換を行っているところであります。

○丸山委員

年に数回は協議をしていると。道と連携をしているということで、旧色内小学校の跡地に道営住宅を建てようということ動いていらっしゃるということはわかります。ただそうは言っても閉校になるという当時、町会長として住民説明会に参加していた方も、直接そのお話を聞いている方も、もう待ちくたびれて道営住宅はもう建てられないのだろうか。市営住宅にするのか。あるいは、どちらもだめだったのならば、特別養護老人ホームでも建ててくれればいいのかということもおっしゃるわけです。どうにか旧色内小学校の跡地を活用してほしいというのは、地域住民の皆さんの気持ちだと思います。

この方が言っているように、道営住宅が建てられずに例えば違う建物が建つとか、違う使われ方をするというような可能性もあるのでしょうか。そのとき、もし現在のそういった道営住宅を建てるという方針と変わるということがあるのであれば、こういった手続というか、住民への説明ですとかはどのようなことになるのかということをお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市としましては、旧色内小学校の跡地利用は道営住宅という方針に変わりはありません。ですけれども、もし仮に跡利用方針を変えるような必要が生じるような場合には、そういった状況などにつきまして、地域の皆さんへの御説明をさせていただく必要があるというふうに考えております。

○丸山委員

そうすると、今のところ旧色内小学校の跡地に道営住宅建設を進める方針は変わっていないと、それについても毎年道と協議も進めていると、実現のために力を尽くされているということを確認させていただきました。

住民の皆さんとしては本当に早く、場所としても悪くないというふうに思っていらっしゃるからこそ、私の顔を見とおっしゃるわけですよ。道営住宅が建つと言ったから閉校を受け入れたのというふうにおっしゃる。この住民の皆さんのお気持ちに一日でも早くというか、応えていただくために、今後どのようにしていくかということをもう一度確認をお願いします。

○（建築）建築住宅課長

旧色内小学校跡地での道営住宅建設に向けまして、市内全体の市営住宅及び道営住宅についても北海道とどのような連携や協力が可能であるか検討を進めながら、今後も建設に向けて引き続き北海道と調整、協議を行ってまいりたいと考えております。

○丸山委員

よろしくお願いします。

○高野委員

◎港湾について

最初に港湾について伺いたいと思います。

昨日の委員会の小貫委員の質問で、気になった点があったので質問させていただきます。

港湾振興の取り組みの中で港湾貨物に結びつく事業所の誘致に関して、港湾としてインセンティブがないということでしたが、やはり事業所を誘致するには何らかのインセンティブが必要ではないかと考えます。それがなくて誘致というのはなかなか進まないのではないかと思います。小樽港の一般貨物量の取扱量が減少している中で、貨物誘致のための策として港湾貨物に直結する事業所の誘致の有効的な取り組みだと考えますと、何らかのインセンティブは必要不可欠だと考えますが、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○（産業港湾）港湾振興課長

きのうの小貫委員の港湾に関する質問での答弁で、港湾室として具体的なインセンティブはございませんとお答えいたしました。小樽市といたしましては、小樽市企業立地促進条例において工場等の新設や増設を対象とした固定資産税の課税免除を行っており、企業立地に関する独自の支援制度を用意しており、この制度は物流関連施設についても対象となっております。貨物誘致に結びつく企業誘致に際しましては、この支援制度を企業に紹介し、また企業誘致の担当と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また大きな誘致につながるチャンスがありましたら、港湾室としても支援策について検討する必要があると考えております。

○高野委員

あと日本共産党の代表質問の中で、小樽港の利用拡大に向けては今後どのように展開していくのかについても聞いたのですけれども、その中の答弁ではこれまで進めてきた取り組みを継続することと、小樽港の既存の航路とのトランシップによる集荷の拡大に取り組むというような答弁だったので、この取り組みについてはもう少し具体的な内容があればお知らせください。

○（産業港湾）港湾振興課長

まずトランシップですけれども、トランシップとは積みかえの意味でありまして、積み出し港から輸送された貨物をその土地の港で別の船に積みかえるということを指します。具体的な取り組みの一例といたしまして、コンテナ航路の関係で説明いたしますと、小樽港の背後圏の貨物で小樽港のコンテナ航路の利用に結びついていない貨物を対象に、基幹航路を運航している大手の船社に対し、小樽港の利用が難しい釜山でのトランシップから上海でのトランシップに移してもらい、既存の小樽港のコンテナ航路をフィーダー航路として使ってもらよう働きかけを行い、貨物集荷の拡大を目指してまいりたいと考えております。

○高野委員

◎インフルエンザについて

次に、インフルエンザについてお伺いしたいと思います。

毎年 12 月から 2 月のこういう時期にインフルエンザが流行するのですが、今シーズンは例年よりも早く流行したということがあります。

まずインフルエンザウイルスにかかるとういった症状があらわれて、またどういう問題が懸念されるのか、お伺いしたいと思います。

○（保健所）山谷主幹

インフルエンザの症状と懸念されることについての御質問でございますが、インフルエンザは通常の風邪の場合には喉の痛みや鼻水、くしゃみなどの症状が中心であるのですけれども、インフルエンザの場合には 38 度以上の発熱ですとか、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身の倦怠感など、全身的な症状があらわれるのが特徴でございます。また比較的こういった症状が急速にあらわれるという特徴を持っております。

また、懸念されることといたしましては、子供の場合ではまれに急性脳症を起こす場合があることや、高齢者の方では抵抗力が落ちているなどを背景に肺炎などを合併し重症となる場合があります、注意が必要となります。

○高野委員

では、平成 29 年度、30 年度のインフルエンザの感染患者の人数をお知らせください。

○（保健所）山谷主幹

患者数についてのお尋ねでございますが、患者数の集計は年度ではなくて年で行っております。それで市内の五つの医療機関から 1 週間ごとに患者の診断数を報告いただいております。平成 29 年につきましては、1 年間で 1,117 人、30 年につきましては 2,261 人、それから、本年につきましては、直近で新しいデータは 12 月 8 日までの報告になりますけれども 1,261 人となっております。

○高野委員

それでは、年齢別ではどの年齢の感染率が高くなっていますか。

○（保健所）山谷主幹

今シーズンにつきましては、10 月の中旬くらいから患者の報告が少しふえてまいりましたが、この時点から 14 歳以下の患者の割合が 70%を占めておりまして、この傾向はその後も続いておりまして、11 月の中旬ぐらいになりますと 80%くらいを占めるようになってまいりました。それで最も直近のデータでは 14 歳以下の患者は全体の 87%ということで、ほぼ 90%に近いような状況となっております。

○高野委員

私もホームページを見させていただいてもやはり 14 歳以下、小学校や中学校に通っている子供が比較的多くなっているのかと思っています。

そこで、ことしの平成 31 年現在の小樽市内の小・中学校の学級閉鎖発生状況と罹患人数をお知らせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

集団風染による学級閉鎖の発生状況についてお答えさせていただきます。

平成 30 年度でございますが、小学校が 11 校、欠席者数が 198 名、うちインフルエンザが 111 名でございます。中学校につきましては、5 校、欠席者数が 89 名、うちインフルエンザが 61 名となっております。

31 年度につきましては、4 月から 12 月 11 日までの数字でございますが、小学校が 8 校、欠席者数が 293 名、うちインフルエンザが 157 名でございます。中学校につきましては、学校数が 1 校、欠席者数が 9 名、うちインフルエンザが 7 名となっております。

○高野委員

今伺ったのですけれども、小学校であればどちらも、昨年もことしも 10 校前後は学級閉鎖になっているという状況がありました。

それでは昨年やことし、こういう学級閉鎖による学校側の影響というのはあったのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

インフルエンザによる学級閉鎖をしたことにより、予定していた学芸会や参観日、防犯教室などの学校行事を延期して実施するといった学校が出ております。

○高野委員

こういった学級閉鎖によって学芸会が延期になるなどということがあったという話を伺いましたけれども、学校側も年間行事も決まっていたりしているので、こういうふうに学級閉鎖とかになったらすると、行事の変更だったり、進めようと思っていた授業のおくれとか、そういうことにもつながるのではないかと思います。インフルエンザにかかると本人が一番つらいというのはあるのですけれども、特に子供の場合は保護者が仕事に行くことができないとか、食事でも食べやすいものに変えなければいけないとか家庭内でも支障があるのかと考えます。

こうした影響をやはり軽減するためにも、予防接種というのは効果的だと考えるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（保健所）山谷主幹

予防接種の効果についてのお尋ねかと思えますけれども、予防接種を受けることによってインフルエンザに絶対にかからないということではなくて、ウイルスに感染した後の発病を抑える効果は一定程度あるというふうに言われています。

また、通常は 1 週間ぐらいで軽快といいますか、回復されるのですけれども、中には肺炎や脳症などの重い合併症を起こす方もいまして、これは重症化と言いますけれども、発病後の重症化ですとか、死亡を予防することに関して一定の効果があるというふうに言われています。

○高野委員

確かに予防接種したから完全にならないというわけではないとは思いますが、今答弁があったように、重症化を抑えるというか、軽減するというのがやはり大きいのかと思います。

問題なのはインフルエンザ予防接種が定期接種ではなくて、任意接種のために全額自己負担になるということです。そして 13 歳未満の子供は 1 回の予防接種では免疫を十分に得られないということで、通常 2 回接種しなければなりません。小樽市内の医療機関でも予防接種の金額というのは違うと思うのですけれども、1 回の予防接種は大体平均でどれくらいかかりますか。

○（保健所）保健総務課長

今、委員もおっしゃったとおり、インフルエンザワクチンの接種というものは保険が適用されなくて、料金は医療機関によって異なるものなのですが、おおむね 2,000 円台から 3,000 円台の後半が多いと思われます。

参考までに市が実施している高齢者に対するインフルエンザの定期接種では、委託単価が 3,700 円となっております。

○高野委員

最低でも 2,000 円から 3,000 円かかるということだと思います。それで、2 回接種するという事になれば、最低でも 1 人の子供に対して 4,000 円はかかるということで、多子世帯はもちろん生活が困難な家庭であれば、接種費用を捻出するというのは大変ではないかと思います。

市として、今後インフルエンザ予防接種の補助などを考えていればお答えいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

子供に対するインフルエンザの予防接種の費用の助成につきましては、現時点では助成をする方針というものはありませんけれども、今後、国の動向や他市の状況等を注視しながら研究してまいりたいと考えているところです。

○高野委員

現時点ではないということだったのですが、やはり予防接種をして重症化を防ぐということは、定期的に病院にかからなければいけない、持病がある子供にとっても非常に重要になってきます。

また先日、子育てをしている保護者の方からも、予防接種の補助があれば家族で受けることができ大変助かるという声も聞いていますし、道内では、網走市ですとか砂川市、北見市でも行っています。全額とはいかなくても 2 回のうち 1 回補助ですとか、自治体によっても補助基準というか、それは違うのですが、いろいろなやり方があるのではないかと思います。

重症化するとリスクが高い子供に対しては、重症化、合併の発症の予防観点からもぜひ前向きに考えていただきたいと思います。再度答弁をお願いしたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

今、委員がおっしゃったとおり予防接種費用の助成につきましては、こちらもそういった理解はできる部分もあるのですが、予防接種にはまず国の制度として法定接種と任意接種というものがあっていて、今時点、子供のインフルエンザワクチンは任意接種という位置づけになっているという部分があります。これは本人や保護者が希望して接種するもので、接種しようというものは全額自己負担となっているものであります。万が一、予防接種による健康被害が発生した場合には、国の救済制度の対象にならず、健康被害救済制度、また他の法定接種と異なってくるということもあります。

しかしながら、今、委員からあったように、子供のインフルエンザ予防接種につきましては個人の発病ですとか重症化を防止し、小・中学校での蔓延防止にも資するものという考えもあります。助成につきましては、既に実施している自治体もありますので、そういった他市の助成制度も参考にしながら、繰り返しになりますけれども、関係機関の意見も伺うなど研究してまいりたいと考えている段階であります。

なお、子供たちをインフルエンザ感染から守るためには御家族や周囲の大人たちが、うがい、手洗いやせきエチケットを徹底することや、流行時期は人が多く集まる場所に行かないようにするといった子供たちがウイルスを暴露するような機会をできるだけ減らす工夫も大切と言われております。保健所では日ごろからの感染予防について保健活動時やホームページなどで周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○高野委員

もちろん手洗い、うがいは大事だと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

◎少人数学級について

次に、少人数学級についてお伺いしたいと思います。

まず小樽市内の小・中学校の場合、1 学級は何人以上になれば学級数がふえるのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在の 1 学級何人以上で学級数はふえるのかということでございますが、普通学級の単式学級についてでございますが、4 月 1 日現在の人数をもとにしてございまして、まず小学校第 3 学年以上と中学校第 2 学年以上につきましては、41 人以上で 2 学級、81 人以上で 3 学級となります。

小学校第 1 学年と第 2 学年につきましては 36 人以上で 2 学級に、71 人以上で 3 学級となります。

中学校第 1 学年につきましては 41 人以上で 2 学級に、71 人以上で 3 学級になるというふうになってございます。

○高野委員

それでは、ことしの 5 月 1 日現在の児童・生徒数で考えて、来年、1 人の減で学級数が減るところはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

本年 5 月 1 日現在の人数をもとに、来年度学年進行して児童・生徒数が 1 人減った場合の学級数の変動でございますけれども、4 校見込まれるような形になってございます。

○高野委員

4 校見込まれるということでしたけれども、確認なのですが子供 1 人の増減で 1 学級大体 20 人だった学級が、その年によっては急に 15 人以上ふえるという場合もあるということですね。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

今、委員がおっしゃられたとおり、1 人ふえる、1 人減ることによって学級数は変わるケースがございます。

○高野委員

学級数がふえるということになれば、子供たちにとっても教室が狭いですとか、給食の配膳時間もかかったり、ゆっくり給食を食べられないですとか、勉強面の集中力の低下、発言の減少など、大変な部分も出てくるのではないかというふうに思います。現在は貧困や虐待など、しんどい家庭で暮らしている子供たちがふえている中で、その子供たちのケアをしていく教員の負担というのも人数が増加することで大きくなると考えるのですけれども、その点については、教育委員会としてはどのように考えていますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在は一定のルールに基づきまして学級数が決まるものになってございまして、1 学級の児童・生徒の人数がふえますことで、担任の負担もふえるものというふうに私どもも認識しているところでございます。

○高野委員

実際に保護者の方、教員の中でも、1 学級の人数がふえると本当に負担があるという声ですとか、小学校 1、2 年生の保護者からは、3 年生以上になったら 1 学級になってしまうのではないかという不安の声も聞いています。

北海道教育委員会は、小学校 3 年生が学習につまずきやすい時期ということも考えて、全道の小学校 3 年生、4 年生を対象に来年から 1 学級 35 人以下の少人数学級の導入を検討するという報道がことしの 9 月にありました。実際、ことしの 10 月に、日本共産党が毎年、対道交渉というふうに行っているのですけれども、そのときに道庁に行ったときも交渉の中でも財政とも協議しているというお話も聞いていました。

やはり学級のサイズが小さくなれば、先ほど担任の教員が負担ということもありましたけれども、やはり採点などの時間も減って、ケアすべき子供の数が減れば教員にとっても過重負担の緩和にもなるのではないかと思います。

目が行き届く教育にしていく、そして小樽市としての有利性、優位性を保つためにも小樽市が積極的に少人数学級を行っていくべき必要があるのではないかと考えるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○（教育）教育総務課長

1 学級 35 人以下の少人数学級につきましては、指導体制の充実が図られるということから、小樽市教育委員会としましては、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じまして、実施していない他の学年への導入について重点項目として要望しているところでございます。

また、北海道教育委員会が検討しているという小学校 3、4 年生への少人数学級導入につきましても、まだ来年度からの実施を検討している状況ということで、具体が示されていないということではありますけれども、今後の推移を見ながら早期に導入できるようお願いしているというところでございます。

○高野委員

小樽市としても考えてほしいということだったので、その点について、もう一回伺いたいのですけれども。

○（教育）教育総務課長

本市において 1 学級 35 人以下の少人数学級を実施するということは、それに応じて学級がふえるということで、教員の配置をふやさなければならないということで、当然、市の負担による職員を配置しなければならないという状況でございます。

過去の答弁でもさせていただいたこともありますけれども、現在の状況から、なかなか職員を配置して独自に少人数学級を進めていくことは難しいというふうに考えております。

○高野委員

難しいということだったのですけれども、ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○山田委員

◎消防・消防団について

それでは、最初に、消防・消防団についてお伺いしていきます。

今回、補正予算に上がっております（仮称）消防署手宮支署建設事業費について。

まず、この会派説明資料をいただきましたときには、非常用発電機の運用時間や配備車両の説明など受けました。

そこで確認なのですが、この（仮称）消防署手宮支署建設に向けて、女性消防吏員用の施設対応、そういうものは視野に入れて 있습니까。

また、こういう消防吏員の適正配置、この配置計画について女性消防吏員の継続的な採用など構想がありましたら、同様にお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）総務課長

ただいま御質問がございました建設を予定しております（仮称）消防署手宮支署の女性消防吏員用の設備環境についてでございますけれども、現在の計画といたしまして女性専用の仮眠室を 2 部屋、それから女性専用のユニットバス、トイレなど、女性が勤務できる環境を整えた計画となっております。

続きまして、女性消防吏員の継続的な採用についての御質問でございますけれども、総務省消防庁より、令和 8 年度当初までに全国的女性消防吏員比率 5 % を目標水準とすることが通知されておりますので、本市におきましても 10 名程度的女性消防吏員の採用を目標としているところでございます。現在、5 名的女性消防吏員が勤務してい

るところでございますけれども、本市の消防採用にありましては女性採用枠を設けているものではございませんので、あくまでも試験経過ということにはなりますが、計画的な女性専用施設の整備も含めまして今後とも女性消防吏員の採用を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員

将来、あらあら各支署が近代化されてくると思います。その中でも、やはりそういう女性消防吏職員の配置、異動、そういうものも含めて、速やかに環境の整備をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、消防団員の訓練や装備の一新または A E D を使った救急救命など、さまざまなシチュエーションに応じて質問をしてみたいです。今では、学生団員の採用やデジタル無線、多機能車の活用、消火している職員の補助や災害時の警戒活動、各町会の消防懇話会の対応など多岐多彩にわたって活動をしていると思います。

ことは、火災の死傷者が多く出て、ますます消防団の活動が重要になってくると感じています。

最初に、消防団員数についてお聞きいたします。

現状の団員数は、どのように推移しているのか直近 3 年間を示してください。

また、新たな消防団員の勧誘活動はしていますか。活動の内容や予算などわかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）主幹

初めに、直近 3 年間の消防団員数の推移について、説明いたします。

各年度 4 月 1 日現在で説明いたします。平成 28 年度 453 名、29 年度 437 名、30 年度 428 名の団員数となっております。

次に、新たな団員の勧誘活動としましては、市内の事業所の駐車場をお借りして消防フェアを開催し、消防団紹介コーナーを設け、勧誘活動や学生消防団活動認証制度を周知しております。

また、消防団協力事業所による団員活動の支援体制により、新たな団員が入りやすい環境の維持や事業所に対する消防団勧誘ポスターの配布を行っているところでございます。

予算についてですが、市費による消防団勧誘経費として予算措置はしておりませんが、勧誘に必要なチラシなどの印刷物の経費は非常備消防費の管理経費の中で賄っているところでございます。

○山田委員

ちなみに、ことしの 12 月 1 日現在の消防団員数が 379 名と聞いております。それでよろしいですか。

○（消防）松山主幹

そのとおりでございます。

○山田委員

平成 28 年度、29 年度、30 年度、ことし 12 月 1 日現在 379 名。このように急激な団員数の減少について、どのようにお考えですか。

○（消防）主幹

消防団員数の減少につきましては、各分団で勧誘活動、それと消防本部としても勧誘活動を行っている状況ではございますが、消防団の団員の方の自営業ではなくサラリーマン化による、なかなか団員の入団が厳しい状況と捉えているところでございます。

○山田委員

そうなのですね。平たく言えば、そういう志のある者、また環境が許せばそういう活動に参加したいという方は、私の周りにも大勢います。ただ、なかなかその消防団も前段お話ししたように、いろいろな活動しているので、それに参加できなくてやむなくやめていくという方もいらっしゃると思います。

そういうことについてはどうでしょう。消防団員が忙しいから、仕事の関係もあって出られないということはない

いのでしょうか。

○（消防）主幹

消防団員が活動する上で、仕事の忙しさということは現実あります。

○山田委員

確かに、そういう部分では本当に仕事をそっちのけで消防団活動をするというわけにはいかないと思います。そういう意味で、主幹も言われたように学生団員を募集するだとか、女性団員を募集するだとか、機能別消防団員を新たに構築するだとか、いろいろな手段があると思うのです。

そこで、こういう新入団員を消防本部が直接勧誘する、消防団員も勧誘はしますが、そういったことで何か新しい手だてとかは考えていないですか。

○（消防）主幹

勧誘の新たな手法といたしましては、現在、定例の分団長会議で機能別分団について、ことしの春から検討しているところでございます。

機能別分団を導入するに当たっては、制度設計についても詳細な部分まで検討が必要と考えておりまして、現在、進めている状況でございます。

○山田委員

機能別というと、特殊な能力がいるというわけではなくて、例えば機動部隊だとか、今言われているラジコンのそういうものを使って、カメラつきのそういうこともやっていると思うのです。

ぜひ、機能別団員については早急に、やはりマニアックな方もいらっしゃるのでもそういう方も含めて、多くの消防団員を入団させていただきたいと思います。

別の話題に変えますが、消防団の令和 2 年度の出初め式、これについてお聞きます。

今回、変更されたと聞いております。この変更した狙いをお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）主幹

変更した狙いにつきましては、市民に対して消防活動のさらなる周知を図りたいという狙いで行っております。

○山田委員

思い起こすとことしの春、出初め式に出ました。町会の役員や関係者、議員ももちろんですが、一般の来場者がいたと思います。その方々が、また別にマリンホールに行って観閲を受けるという、そういうことだと思っております。そのときには少数だと思っております。

それとあわせて、ことしの春の状況はどうだったのか、その点と、それから来年度、この消防団員以外の出席者、また町会などへの周知方法、それについてもお聞かせいただけますか。

○（消防）主幹

初めに、平成 31 年 1 月に行われた出初め式の状況につきましては、消防団員以外の町会役員関係者及び一般市民の来場者は屋外、屋内それぞれ 50 名程度でございます。

また、令和 2 年の出初め式についてですが、消防団員以外の町会役員関係者の出席については、70 名の方に御案内をしているところでございます。

また、一般市民に対する周知につきましても行っているところでありまして、現在行っているものとして広報おたるへの掲載予定。これは 1 月号に掲載を予定しております。また、消防本部のホームページに掲載をしております。こちらにつきましては、既に掲載をしております。

もう 1 点ですが、FM おたるによるラジオの放送による消防出初め式の紹介を行う予定でございます。こちらにつきましては 12 月末を予定しております。

さらに消防団から各町会に対しても、消防出初め式の変更があったことにつきましては周知していただくところ

でございます。

○山田委員

本来に、ことしの春は町会の関係者や一般の来場者が少なく、あれ、どうしたのかという思いが私にはありました。そういった意味では、今言われたように周知活動をしているということですから、来年の出初め式には期待して行きますので今後とも周知はよろしく願いいたします。

◎地籍調査について

次に、地籍調査についてお伺いいたします。

道路橋りょう総務費として、地籍調査事業費 890 万円が 20 万円に。870 万円の減。前回の質問でも、この事業が正確に進められているのかどうか、お聞きいたしました。

そして今回、このように減額になった理由について、どうしてこういうふうな減額になったのか最初にお聞きいたします。

○（建設）用地管理課長

今年度は住吉町地区において、北海道への認証手続を経た調査成果の写しを法務局へ送付し、完了する予定でしたが、地権者との協議に時間を要していることから認証手続に必要な調査成果の閲覧に至っていない状況であります。

このことから、まずは住吉町地区を完了させるため、当初予定していた住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目地区の調査を延期することとし本年度の事業費を減額補正するものでございます。

○山田委員

次に、私はこの事業が決して必要のない事業とは思っていません。市民の多くは、正確な境界線を共有し適正な財産管理をしています。この事業に詳しい職員が現場の情報をもとに、正確な検定をされ、このような事業が成り立つと思います。

では、どのように正確な検定をしたのかお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

検定につきましては、地籍調査事業工程管理及び検査規程、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則などに基づきまして検査項目ごとにチェックを行い、慎重に検査を行っているところでございます。

○山田委員

正確に検定をしているという御答弁でした。ただ、今回、住吉町が着手中、住ノ江 1 丁目、若松 1 丁目事業延期となりました。これはやはり住民の方々と建設部の間で意思の疎通、もしくはこういう事業が理解されていないということではないのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

私どもがつくった資料に基づきまして、現場で地権者と交渉を行っているということになります。

地権者の方も、当然、自分が思っている場所と市が示した場所と違うことが多々ありますので、その辺の調整にかなりの時間を要しているということで、今に至っているようなことになります。

○山田委員

時間がかかっているというのは、理解されていないということでしょうか。そういう話ばかりしていても困るので。必要な事業だと私は思っています。ただ、やはりそういうことを正確にするためには、職員のスキルアップも必要だし、現場に出向いて、これはきちんとされているのかというのも私は必要だと思っています。

それで将来に向けて、この地籍調査作業規程準則 3－1 だとか、この地積測量は座標計算によって筆界点の位置を求める方式によって行うもの、こういうことが職員のほうでもきちんと理解されていないと、そういうような少し長引く状況になるのかと私は思います。

それで再度お聞きしますが、将来このような知識を習得する、市は、こういう知識は要らないということで聞いていますが、職員の教育、資格取得、こういうことをしなければならぬと私は考えているのですが、その点を聞いて終わりたいと思います。正確な答弁をお願いします。

○（建設）用地管理課長

地籍調査は測量等に関する専門性が高いものでありますので、一般事務職ではなく土木職員を配置しております。また、さらに知識を高めるために、職員は北海道が主催する地籍調査事業説明会へ毎年参加しスキルアップを図っております。

今年度からは、東京都にある国土交通大学校で行われる国土調査研修や全国国土調査協会主催の制度運用実務研修会などに参加し、さらなるスキルアップを図っているところでございます。今後も、これらの研修等に参加することで知識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○山田委員

それでは、講習会、いろいろと参加しているのはわかります。ただ私的には、課長が先ほど言った高度なスキルが必要だということはわかりますが、それが研修会で習得できるのかわかりません。理解できません。

ですから、将来的には、やはりこういうような専門職、やはり国家資格などを目指してされるべきだと思いますが、その点だけ聞いて終わりたいと思います。

○（建設）用地管理課長

先ほど説明申し上げたとおり、測量に関する知識は有しております。発注者側といたしましては、必ず何かの資格が必要だということではございませんので、研修に参加をいたしまして知識の習得を図ってまいりたいということで考えております。

○山田委員

納得できません。ですが、再度この質問は第 1 回定例会で、また詳しく質問させていただきます。

○松岩委員

◎使用料、手数料改定について

まず、項目に従って、議案第 13 号、第 18 号、第 22 号の各条例案についてお伺いしたいと思います。

使用料、手数料改定については、これまでも、さまざまな議員が質問しておりまして、重複した質問もあるかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

まず、今定例会で提出された条例案の多くは、この使用料、手数料の改定に関する内容でしたけれども、改定の考え方、使用料、手数料改定の見直しの必要性、それから道内主要都市との比較、そういったことについて簡単に御説明いただきたいと思います。

○（財政）津川主幹

使用料、手数料改定の考え方につきまして、改定の視点として、定期的な見直しの必要性、道内主要都市との比較、受益と負担の適正化の検討、消費税率引き上げに伴う対応、その他の区分設定等としまして、利用者区分の設定、割増料金の明確化、冷暖房料の実費相当の料金の設定、類似施設の施設間調整、激変緩和措置を設定しました。

使用料、手数料改定の必要性につきましては、本市では平成 17 年度以降 4 年ごとに定期的な見直しを行ってきましたが、25 年度以降 6 年間、定期的な改定が行われていない中、定期的な市民サービスと受益者の負担の検証は必要と判断しまして、従来の考え方のおり 4 年ごとに使用料、手数料の見直しを行っていく必要がある、そのように考えております。

道内主要都市の比較につきましては、本市の料金と道内主要都市の平均額との乖離率が 5 %を超えている項目につきまして、使用料、手数料改定の検討対象としまして、過去の改定に係る検討状況や施設のもつ個別の状況等を

考慮して、改定を判断したところであります。

○松岩委員

それから、受益と負担の適正化というのはどのように御検討されましたか。

○（財政）津川主幹

受益と負担の適正化、コスト計算の手法としましては、それぞれの施設の特性に応じまして、必需性と市場性の視点から受益者の負担割合を設定し、施設に係る人件費、物件費及び維持補修費などのランニングコストについて、過去 3 カ年の決算数値を集計し、施設におけるコストの把握を行いコストかける負担割合で必要とする使用料を計算しました。

結果につきましては、施設の老朽化による維持補修費がかさむなどの理由のため、ほぼ全施設で現行の使用料から大幅な増額改定を行わなければならないこととなったことから、今回の改定においてはコスト計算の手法を用いた統一的な料金設定は見送ることとしました。

○松岩委員

それから、本市の年齢等による使用料の区分についてはどのようになっているのかお示してください。

○（財政）津川主幹

本市の年齢等による使用料区分につきましては、中学生以下は無料としております。なお、高校生と 70 歳以上の高齢者につきましては一般料金の半額程度としております。

○松岩委員

そもそも、これは小樽市に限ったことではないですけれども、若い人と高齢者が安くなる、そして一般の使用料があるというふうな、二段構えの使用料に普通分かれる場合が多いのですけれども、本市の場合はなぜそういうふうになったかという具体的な何か理由があればお示してください。

○（財政）津川主幹

平成 17 年度の使用料、手数料改定時に施設を個人で使用する場合の使用料を中学生以下、高校生、一般、市内の 70 歳以上の方の 4 区分と設定しております。その際に個人の使用料につきまして、それまでは有料だった小・中学生を無料とし、高校生と 70 歳以上の方を一般の半額程度にするなどの使用料設定を行ったものであります。

○松岩委員

今回、私に取り上げた議案第 13 号、第 18 号、第 22 号というのは、今回上がった料金改定の中で高校生の使用料設定がある条例案になります。

今、御説明いただいたことも私は踏まえて、本市の財政状況だとか施設の維持管理という観点からも、今回の条例改正というのは仕方がないというか、しなければならないものだということで理解をしているのですけれども、少し心配しているのは、先ほどから申し上げてますとおり高校生以下の使用料区分が値上げになってしまったところなんです。

今回は、先ほど言った議案第 13 号で勤労青少年ホームの軽運動場、議案第 18 号でおたる自然の村の宿泊、入浴、あと研修室使用料。それから、議案第 22 号で運動場、野球場等が値上げとなっておりますけれども、初めに、それぞれの施設の改定額、改定による効果額、それから値上げによって考えられる影響等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

今回の勤労青少年ホームの軽運動場の改定額でございますけれども、こちらは専用利用をする場合の使用料として 1 回につき 1 団体からいただく金額ということでございますが、まず一般利用につきましては、午前の時間の利用につきまして 600 円から 700 円、午後の時間帯につきましては 700 円から 800 円に改定するものでございます。

また、高校生以下の区分の使用料設定につきましては、以前から一般利用の 2 分の 1 相当の金額に設定しており

まして、現行では午前も午後も 300 円の設定としておりますけれども、今回、一般利用の部分で午後の部分を 800 円に改定しようという、これに伴いまして 800 円の 2 分の 1 相当である 400 円に改定しようというものでございます。

この高校生以下の使用料につきましては、学校の授業や部活動の一環という形で、主に学生のみだけではなくて、責任者あるいは引率者、こういった方が同行して利用する場合として設定しているものでございます。

全体の効果額につきましては、一般利用の午前及び午後、高校生以下の午後の区分で、それぞれ 100 円上がる設定になっておりまして、年間の利用回数としましては全部で合わせて 265 回程度見込んでおりまして、金額としましては 2 万 6,500 円という形で見込んでおりますけれども、この内訳としましては全て一般利用の分として算出しているものでございます。

高校生以下の金額につきましては、先ほど説明いたしました学校の授業やクラブ活動の一環として、こういった場合の利用を想定しての金額設定自体はしてございますけれども、昨年度の利用の実績というのはなく効果額に影響はないものでございます。

○（産業港湾）農政課長

おたる自然の村の使用料の改定に係る今回の見直しにつきましては、於古登山荘の宿泊料、こちらが一般 2,400 円から 2,700 円、中学生以下 1,700 円から 1,800 円。研修室使用料につきましては、大研修室 1 時間当たり 500 円から 750 円、中研修室 1 時間当たり 400 円から 600 円。それから日帰り入浴につきましては、一般 200 円から 300 円、高校生、高齢者につきましては 100 円から 150 円という形で、それぞれ見直しをするところであります。

このうち、高校生に関わる部分につきましては、研修室というのは部屋の広さに応じて使用料をいただくところなので年齢による設定はございませんので、於古登山荘の宿泊料、それから日帰り入浴、こちらは影響が生じるものになっております。

改定に係る影響額ですけれども、於古登山荘の宿泊につきましては 3,200 件で 32 万円、それから入浴料、こちらにつきましては 20 件 1,000 円ということで、合計 32 万 1,000 円を見込んでおります。

実際の宿泊につきましては市内小・中学校宿泊研修ですとか、そういったものが主なものになっております。

利用に対する影響につきましては、見直しの方針につきましては、財政部から答弁しているところですが、実際のところ、近年、管理経費に係る部分というのも年々上昇していることから、利用される皆様においてはそういったことも含めてということで、御理解いただきたいというふうに原課としては考えております。

○（教育）生涯スポーツ課長

私から、議案第 22 号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案の部分ですけれども、有料公園施設として教育委員会が所管する体育施設のうち、運動場及び野球場の使用料を改定するものであります。

運動場につきましては、具体的には、からまつ公園運動場、小樽公園運動場、平磯公園運動場の 3 カ所が対象となっておりまして、改定の使用料の内容ですけれども、高校生以下の方で 1 日の使用料 900 円を 1,000 円に、それから高校生の半日の使用を 470 円から 500 円に、一般の方の 1 日の使用料 1,800 円を 2,000 円に、一般の方の半日の利用を 940 円を 1,000 円に、それぞれ改定するものです。

次に野球場でありますけれども、具体的には桜ヶ丘球場の使用料となっております。

改定額につきましては、高校生以下の方で 1 時間当たり 470 円を 500 円に、一般の方の 1 時間当たりの使用料を 940 円を 1,000 円にそれぞれ改定するものであります。

影響額につきましては、この四つの施設を合わせまして 3 万 4,700 円と見込んでおります。

○松岩委員

最後の運動場、野球場に関して、例えば昨年の実績とかで、値上げに関して効果額で出されているのは 3 万 5,000 円ですけれども、高校生に係る分だけというのがもし計算できればお示しいただきたいのですが、どうですか。

大丈夫です。また後でお知らせいただきたいと思います。

いずれにしても、効果額が非常に少なかったりですとか、あとは最大でも 100 円程度だったりですとか、勤労青少年ホームも、そういう専用利用にかかった場合ということで、しかも去年はそういう実績がなかったということなので、値上げにはなるのだけれども、大きな影響はないのではないかなというような理解をしました。

ただ、効果額も本当に数万円、自然の村が 32 万 1,000 円ということですが、ほとんど数万円程度なので、子育て支援だとか、若者支援の一環という考えで高校生以下の使用料を据え置くというようなやり方もあったのではないかなというふうに思いますけれども、この辺はどのような配慮や議論がなされたのかというのをお示しいただきたいと思います。

○（財政）津川主幹

今回どのような議論がなされたのかという質問につきましては、今回の使用料改定に当たりましては、そもそも年齢区分による半額であるとか無料という設定自体が、負担軽減という考え方で設定されております。そのため、委員がおっしゃったような視点では今回については議論はしていないところであります。

○松岩委員

先ほども話がありましたけれども、新聞ではいきなりというふうに大きく報じられてしまいまして、市民にとっては消費増税に伴う値上げとも重なって、影響が余りない施設でも値上げということで、すごくマイナスなイメージにとらわれる部分も多々あるかと思います。子育て世代をふやしていきたいという、この本市にとって、そういうのが大きくマイナスのイメージが広がらないように、丁寧に説明や周知をしていただきたいと思います。

◎小樽運河の関係について

では、あと小樽運河に関しての質問を 2 点させていただきますと思います。

11 月 27 日に小樽青年会議所 2019 年持続可能な地域創造委員会から、この小樽運河の利活用についての政策提言書というのが市長に手交されましたけれども、まず、この政策提言書の概要について御説明いただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

小樽青年会議所からの提言書の概要ですが、青年会議所が取り組んできたイベントの説明のほか、小樽運河の利活用について、散策路の商業利用の許可、利活用の促進、手続の簡素化等について、提言をいただいたものです。

○松岩委員

もう少し具体的に、利活用について六つの政策提言がなされているのですが、この紹介もしていただけますか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

いただきました提言書の中での小樽運河の利活用についての提言ということで 6 項目ございました。

一つ目が、小樽、後志の観光振興を目的とした小樽運河散策路における民間の商業利用の許可。

二つ目が、小樽運河散策路における商業利用に当たり、所管する北海道と小樽市が連携・協議し、地元自治体として有効な小樽運河散策路の利活用の促進を図る。

三つ目が、観光振興の目的に資する範囲で、景観環境に配慮した利用制限を設ける。

四つ目が、民間の商業利用に当たり、手続の簡素化、環境整備。

五つ目が、不正利用に対するルール整備。

六つ目が、運用に当たり、利用者から使用料を徴収し、その使用料を小樽運河の保全に充てるというふうになっております。

○松岩委員

今回は地元のまちづくり団体である青年会議所から、市に対して手交されましたけれども、これまでも、私は小

樽運河の利活用に関して議論させていただいたつもりなのですが、私の質問が悪かったせいか前向きな答弁をなかなか得られていなかったのですが、今回の手交の場では市長からかなり具体的で前向きな御回答をいただいたのですが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

この提言を受けまして、市長からは恒常的な道路での商業利用は認められていないこと。今、認められているのはあくまでも臨時的な使用ということであり、管理者の裁量になってくる。管理者としっかり協議をさせていただきたいと思っているとお答えしております。

○松岩委員

これまでの答弁は、歴史的な遺産が集積した北運河の魅力を高めることが、結果的に散策路のにぎわい形成につながるということで、まずは日本遺産を生かした北運河の回遊性を高めるということが一般質問の答弁だったのですけれども、今回は道路管理者の道と協議するということも明言されましたので、かなり前向きなお答えだったと思います。

この提言自体は、市に何か事業をやってほしいとかイベントをやってほしいという趣旨ではなくて、小樽の持続可能なまちづくりというのをテーマにして、主に市民や団体が催しに使えるように手続を簡略化してほしいというのが主な内容でした。

これに関して管理者の道はどのような見解をされているのか、市では把握されていますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

この提言を受けまして、まだ、散策路を所管する北海道のお話を直接聞いておりませんので、今後、伺いたいと考えております。

○松岩委員

新聞報道では、道も、市から地域活性化の目的で申し入れがあれば協力はやぶさかではないというふうな前向きな回答を得られているようです。私も同様のお話を伺っているところでした。

これまで、現在の運河の形になって認められてこなかったことが、このような形で発言をいただいたということで、本当に大きな一歩だったと思います。ただ、ここで満足して終わりということではなくて、この意味は裏を返せば、市が積極的に地域活性化のために働くのだったら道としても管理者の立場でやぶさかではないよということなので、実際に散策路でイベントや催しをしたいという市民や団体のためにどのようなルールづくりを市が積極的にしていくのかということが問われるわけなのですけれども、市の考え方、それから道と具体的な協議される予定などをお伺いしたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

まずは、この提言書の内容を北海道にお伝えしまして、今回の青年会議所のイベントのように観光振興に資するような公益性のある取り組みなどでの散策路の臨時的な利用の可能性について、北海道と協議を進めてまいりたいと考えています。

○松岩委員

北海道と協議を進めていただけるということなのですが、具体的なスケジュールだとか、決まった日にちだとか、いつごろだとか、そういった考えはありますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

先月末に提言書を頂戴しまして、今、中をよく見させていただいているところなのですが、北海道とは今後、連絡をとって協議にお伺いしたいというふうに考えております。

○松岩委員

先ほど来から申し上げておりますけれども、北運河のにぎわい空間をつくっていくということでこれからさらに、

いろいろと観光政策をやっていかなければならないのですけれども、最後に、これまでの議論を踏まえまして手交された提言書、それから、これまでの議論を経て、何か所感等があれば、お聞かせいただきたいと思います、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

これまで認定されました日本遺産を観光に活用するため、教育旅行での活用のほか、北運河地域の情報発信の強化や散策ルートづくりの推進など、北運河の景観を守りながら、その魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

では、関連して、また別の質問に移りたいと思います。

小樽建設管理部で、小樽運河のガス灯補修工事を行うという旨がホームページ等で通知されていますけれども、その概要、日程等について、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

工事概要につきましては、制御盤内の故障、老朽化した機器の交換やプログラム更新、通信ケーブル、電源ケーブルの取りかえと報告を受けているところでございます。

工事期間につきましては、令和元年 11 月 7 日から 2 年 3 月 23 日までとなっております。

○松岩委員

ホームページには、遊歩道での作業を令和元年 12 月 9 日から 25 日及び 2 年 2 月中旬から 3 月中旬まで（予定）と書かれているのですけれども、この期間には「小樽雪あかりの路」が開催予定であるのですが、この雪あかりの路への影響等は考えられますか。

○（建設）用地管理課長

事前に北海道と小樽市の協議の中で、雪あかりの路の期間は工事を実施しないよう要望したところでございます。12 月 3 日に北海道から回答がございまして、雪あかりの路の開催期間中につきましては工事を中断し、期間終了後より工事を再開するとの報告を受けているところでございます。

なお、工事は日中の作業であるためガス灯の消灯もないということで聞いております。

○松岩委員

今回の工事は、道の管理部分です。これまでも何度も議論させていただきましたけれども、臨港線の折れ曲がっているところまでが北海道の管轄なので、今回の工事というのは、浅草橋から折れ曲がっているところまでのガス灯の整備ということになりますが、私がきょうの夜中に、北運河からずっと確認させていただいたのですが、市の管理している北運河の部分でも、ガス灯がついていなかったのが 4 か所ぐらいありましたが、これについて予定だとかというのはございますか。

○（建設）用地管理課長

まずは、小樽市が管理している北運河側につきましては、管理を委託しております会社は定期的に確認を行っておりますけれども、制御盤内の故障や通信電源ケーブルの老朽化等に伴う交換が必要であるというふうな報告は、今のところ受けておりません。

多分、委員が今おっしゃいました 4 灯でございますけれども、建設部で 2 灯は不良ということで聞いております。その他 2 灯は、多分、ガス灯を点灯させるところにマントルという部品があるのですが、これが非常に寿命が短いものでございますので、それが切れている可能性があると思っております。

○松岩委員

最後に、私が議員になってから、小樽運河のガス灯が切れているだとか、ブロックが破損しているだとかいうことを本当にいろいろな方から御連絡いただいて、その都度、建設部に御相談しておりましたけれども、同じ運河な

のに道と所管が分断されているということで、時間や経費、手間だとかが多分にかかっているのではないかというような気がします。

これに関しては、道路も国と道と市で管理者が違うというのと同じだとは思いますが、このあたり、何か連携だとか、運河を守っていくというような活動をされているのでしょうか。それを最後にお伺いしたいと思います。

○（建設）用地管理課長

小樽運河のガス灯につきましては、北海道と産業港湾部と建設部と管轄が違っております。

ガス灯の明かりがついていなかったという件につきましては、先ほど申し上げたとおり、中のマントルという部分が切れたという要因がございます。これが、非常に寿命が短いということで、週 1 回の点検のほか、連絡、通報による点検も随時行っているというような状況でございます。

その結果につきましてはお互いに連絡調整等を行っておりますけれども、今後につきましても、連絡を密にして対応をしていきたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。